



# 共有すべき事例

疑義照会

## 投与日数



### 事例

#### 【事例の内容】

患者に、リウマチ科から初めてメトトレキサート錠2mg「タナベ」3錠分2（朝食後2錠、夕食後1錠）28日分が処方された。調製者は84錠を取りそろえて鑑査に回した。鑑査者は投与日数に疑問が生じたため患者に確認したところ、患者は処方医から週に1日服用するよう説明を受けていた。疑義照会を行った結果、4日分へ変更になった。

#### 【背景・要因】

調製者は薬剤を取りそろえることだけに意識が向き、メトトレキサート錠2mgが特殊な服用方法の薬剤であることに気付かなかった。

#### 【薬局が考えた改善策】

薬局内でメトトレキサート製剤に関する情報を共有する。今回のようにメトトレキサート製剤が連日服用で処方された場合は、投与日数や用法について疑義照会を行う。



### その他の情報

メトトレキサート錠2mg「タナベ」の添付文書（一部抜粋）

【効能・効果及び用法・用量】

効能・効果	用法・用量
関節リウマチ	通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして6mgとし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。
局所療法で効果不十分な尋常性乾癬	
関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症	



### 事例のポイント

- 抗リウマチ剤として使用されるメトトレキサート製剤は、休薬期間が必要な内服薬である。誤って連日服用すると、骨髄抑制などの重篤な副作用の発現のおそれがあるため、調剤する際は用法や投与日数を見て、休薬期間が正しく設定されているか確認することが重要である。
- メトトレキサート製剤は特殊な服用方法の薬剤であることを薬局内で周知するため、教育・研修などに取り組む必要がある。（独）医薬品医療機器総合機構が公表したPMDA医療安全情報No.49（2016年11月）でも抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の誤投与（過剰投与）について注意喚起されているので、活用するとよい。  
<https://www.pmda.go.jp/files/000214827.pdf>
- メトトレキサート製剤の他にも休薬期間が必要な薬剤がある。該当する薬剤の一覧表を作成することや薬品棚に「休薬期間あり」などの札を貼ることなどの具体的な対策は、休薬期間が必要である薬剤を周知するためにも有用である。

